

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 明治東洋医学院
②設置大学名称	明治国際医療大学
③担当部署	本部事務局総務課
④問合せ先	0 7 7 1 - 7 2 - 1 2 3 1
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 3 0 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 1 0 月 1 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.meiji-u.ac.jp/about/public/
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１ ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教学の理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示している。 (掲載先 URL) https://www.meiji-u.ac.jp/about/public/
実施項目 １－１ ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学部及び研究科ごとに「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」の３つの方針を策定し、入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示している。これらの方針は、教育課程、入試制度、学修支援などに実質的に反映されており、ホームページ、学生便覧、通信制大学院ガイド等に掲載し、学内外に周知している。また、自己点検実施委員会が定期的に点検・評価を行い、教育の質の向上及び学修環境の整備・充実に努めている。 (掲載先 URL) https://www.meiji-u.ac.jp/about/public/
実施項目 １－１ ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の責務、補佐体制及び教授会の役割等、教学組織の権限と役割を「学則」及び「組織及び運営に関する規則」に定め、遵守している。学長は大学運営における最高責任者として全学的な意思決定を行うとともに、学校法人の常務理事を兼務し、法人運営の意思決定と執行責任を負っている。学長の補佐体制について、副学長、学部長、大学院研究科長、研究部長及び事務局長を配置し、学長のリーダーシップが適切に発揮できる体制を整備している。教授会の役割について、学長及び教授全員をもって構成し、月１回の定例会議では、学長が議長となり学則に規定する事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べている。また、「教授会等の審議事項に関する申合せ（学長裁定）」を定め、教授会の意見を聴くことを必要とする審議事項を明示している。
実施項目 １－１ ④	説明
教職協働体制の確保	教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため、各種委員会の構成員に職員を配置するなど、教員と職員がそれぞれの専門性を発揮しつつ、適切に分担・協力・連携を行う教職協働体制を確保している。
実施項目 １－１ ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FD・SD 研修会を計画的に実施し、学内外における各種研修会やセミナー等にも積極的に参加しており、教職員の資質向上に努めている。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	大学機関別認証評価の結果に加え、ステークホルダーである在学生及び卒業生へのアンケート調査での意見聴取、入学志願者動向の分析、SWOT 分析などの結果を踏まえ、学科・専攻・事務で計画目標を設定し、理事会及び評議員会の承認を得て「学校法人明治東洋医学院 中期的な計画（令和 7 年度～令和 11 年度）」を策定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期的な計画について、毎年度の事業計画及び予算編成に反映させ、着実に実行することで、教育の質向上と安定した法人運営・大学運営に努めている。また、決算及び事業報告を理事会・評議員会で承認を得るとともに、毎年 6 月に教職員連絡会を開催し、教職員全員に周知を図っている。なお、事業報告については、ホームページで公表している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	「学則」に掲げる「教育基本法及び学校基本法 の精神にのっとり、深く鍼灸医学及び保健医療に関する知識と技術を中心に教授研究し、広く一般教養を高めるとともに、有能にして医の倫理に徹し、かつ旺盛な探求心を有し、社会に貢献する有為な人材を育成する」という目的のもと、教学運営を行っている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	京都府南丹市、亀岡市、京丹波町、滋賀県長浜市、福井県若狭町など、複数の自治体と包括連携協定を締結し、教育・研究活動を通じた地域貢献を推進している。また、企業や他大学・高等学校との連携も進め、地域課題の解決や地域社会の活性化に努めている。特に看護学科においては、京都府北部地域の医療施設に勤務する看護職者を対象に、毎年「リカレント学習講座」を実施し、医療現場のニーズに応じた継続的な学びの機会を提供している。さらに、京都府警察本部と「命をつなぐ災害対策包括連携協定」を締結するとともに、南丹市防災会議にも参画し、地域防災計画の策定など、防災活動にも積極的に取り組んでいる。なお、令和 7 年 9 月現在、自治体及び企業等との包括連携協定の締結は 38 件である。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な背景を持つ学生、教職員を受け入れる環境整備に取り組んでいる。障害のある学生への支援体制として、「障がい学

	生支援規程」を定め、学生が障害を理由に修学を断念することがないように、個々の状況に応じた合理的配慮を行う体制を整備し、本人と大学とが対話を重ねながら必要な支援内容を決定している。また、教職員に対しては、育児・介護休業法に基づく働きやすい職場環境の整備を進めるとともに、障害者雇用の促進にあたり、障害の程度に応じた職務内容を検討し、採用体制の整備に努めている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	女性管理職比率の向上や女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、出生時育児休業制度の整備など、男女共同参画社会への対応を進めている。なお、現在、評議員 15 名中 3 名の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事選任機関の構成等について、「寄附行為」に明確に定め遵守しており、選任機関として理事会及び理事選任委員会を設置し、それぞれが理事の責務を踏まえた適切な人材確保に努めている。「寄附行為第 8 条」に基づき、理事会は「学長又は校長のうちから選任した者」2 名を選任し、理事選任委員会は理事会選任の 2 名を除く 7 名を選任している。また、理事選任委員会は「理事選任委員会運営規程」に基づき、あらかじめ、評議員会の意見を聴き理事を選任しており、選任過程における透明性が確保されている。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、私立学校法及び「寄附行為」に基づき、理事長を議長として重要事項を審議・決議している。また、理事長及び常務理事は、3 か月ごとに自己の職務執行状況を理事会に報告している。理事会で決定された事業計画、事業報告及び決算等は、教職職員連絡会を通じて教職員に周知するとともに、ホームページを通じて学生をはじめとする多様なステークホルダーに公開することで、理事会運営の透明性を確保している。評議員会は「寄附行為」に基づき、法人の業務及び財産の状況や役員の職務執行に関して意見を表明する役割を担っている。これにより、理事会と評議員会との協働体制を確立し、法人運営の健全性・透明性の向上に努めている。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学内理事に対し、学外の各種研修会等への参加機会を設け、専門的知識や最新の動向に関する理解を深めている。また、学校法人を取り巻く社会的環境や重要な法改正等に

	関する情報を理事会において共有し、理事間で意見交換を行う場を設けている。
--	--------------------------------------

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任基準等について、「寄附行為」に定め遵守している。監事及び会計監査人は、評議員会の決議により選任しており、選任過程の透明性は十分に確保されている。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事は、「監事監査規程」に基づき、毎会計年度始めに監査計画書を策定し、会計監査人と連携しながら計画的に会計監査及び業務監査を実施し、決算時には監査報告書を作成の上、理事会及び評議員会に報告している。 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、毎会計年度始めに内部監査実施計画書を策定し、独立した立場で内部監査を実施し、理事長に報告している。加えて、監事の要請に応じて情報収集や調査を行い、監事の職務を支援し、監査の過程でコンプライアンス違反の疑いが生じた場合には、速やかに監事に報告する体制を整備している。 なお、内部監査室の室長及び室員は、監事や会計監査人と連携・協力しながら、それぞれの監査機能を補完することで、法人全体として監査の実効性と効率性を高めている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事、会計監査人及び理事者が定期的に意見交換を行うことで、監事監査機能の充実を図っている。また、文部科学省が実施する学校法人監事研修会等への参加機会を設け、監査業務の質向上に努めている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任方法や属性・構成割合については、私立学校法及び「寄附行為」の規定を遵守し、適切に行っている。 評議員は、理事 9 名に対して 15 名を選任しており、その構成は「法人職員で評議員会において選任した者 5 名」、「卒業生（年齢 25 年以上）で理事会において選任した者 7 名」、「学識経験者で評議員会において選任した者 3 名」としており、評議員会及び理事会の双方からの選任を通じて、選任過程の公正性と透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会は、私立学校法及び「寄附行為」の規定に基づき適切に運営されており、毎年度 6 月に定時評議員会を開催しているほか、必要に応じて「寄附行為第 37 条」で定める

	決議事項や諮問事項を審議している。会議の開催通知は原則として1週間前までに行い、審議に必要な資料は事前に開示することで、意思決定の透明性を確保している。 また、理事会は法人の業務執行を担う意思決定機関として重要事項の審議・決定を行い、評議員会はその監督機関として、理事の選任・解任、寄附行為の変更、その他の重要事項について意見を述べるなど、理事会との協働体制を構築し、それぞれの権限と役割を踏まえつつ相互に連携し、透明性と適正性を確保したガバナンス体制を整えている。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学内評議員に対し、学外の各種研修会等への参加機会を設け、専門的知識や最新の動向に関する理解を深めている。 また、学校法人を取り巻く社会的環境や重要な法改正等に関する情報を評議員会において共有し、評議員間で意見交換を行う場を設けている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理マニュアルを策定し、危機管理体制の整備に取り組んでいる。また、火災や地震等の災害に備え、防災訓練を年1回実施している。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	「コンプライアンス推進規程」に基づき、理事(内部統制担当)、内部監査室長、事務局長、総務部長で構成するコンプライアンス推進委員会を設置するとともに、内部監査室を設け、組織的にコンプライアンス管理を推進している。 また、「公益通報の保護に関する規則」、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を整備し、リスク管理体制の強化に努めている。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	「寄附行為」、「学校教育法施行規則第172条の2項」及び「教学マネジメント指針」に基づき、積極的に情報公開を行っている。今後は、情報公開の推進・充実を図るための方針の策定に向けて検討を進める。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学運営の透明性と信頼性を高めるため、多様なステークホルダーに対し積極的な情報公開を行っている。ホームページを中心に、視覚的に理解しやすい形式で情報の整理に努めるとともに、より効率的かつ効果的な情報発信を図るために、大学ポータルサイトや各種媒体の活用も行っている。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明